

練馬区「ねりま区報」広告掲載取扱要綱

平成25年2月21日

24練区広第3452号

(目的)

第1条 この要綱は、「練馬区有料広告事業に関する基本方針」(平成26年3月17日25練企企第611号)に基づき、練馬区(以下「区」という。)が発行する「ねりま区報」(以下「区報」という。)に掲載する広告の取扱いについて定めることにより、広告掲載による財源の確保を図るとともに、区内事業者等に対して広告掲載の機会を提供し、もって地域経済の発展に寄与することを目的とする。

(広告掲載の条件)

第2条 区報に掲載できる広告は、つぎに掲げる条件に該当するものでなければならない。

- (1) 広告主および広告内容について、「練馬区有料広告掲載・掲出基準」(平成26年3月17日25練企企第612号)に抵触しないこと。
- (2) 広告内容が区民生活に関連するものであること。

(広告の掲載号)

第3条 広告の掲載号は、毎月1日、11日および21日に発行する区報とする。ただし、1月1日に発行する区報および編集等の都合上やむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(広告の規格、掲載位置および掲載料)

第4条 広告の規格、掲載位置および掲載料は、別表のとおりとする。

(広告掲載枠)

第5条 広告掲載枠は、次条の規定による募集の都度、別に定める。

(広告掲載希望者の募集)

第6条 区報に広告掲載を希望する者(以下「掲載希望者」という。)の募集は、区報および区公式ホームページで、3か月分の掲載号を一括して公募する。ただし、特定の事業者等に対して個別に掲載を依頼することを妨げない。

- 2 第10条の規定による広告掲載者の決定後において広告掲載者が広告掲載枠に満たない場合は、追加募集を行い、随時申込みを受け付けることができる。

(広告掲載の申込み)

第7条 掲載希望者は、別に定める期日までに広告掲載申込書(第1号様式)に掲載予定の広告見本1部を添えて申し込むものとする。

- 2 前項の規定による申込みについては、区長が別に定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。
- 3 掲載希望者は、複数の掲載号に申込みを行う場合は、広告掲載を希望する優先度が最も高い掲載号を指定するものとする。
- 4 掲載希望者は、1つの掲載号に複数の申込みを行うことはできない。

(広告内容の審査)

第8条 区長室広聴広報課長(以下「広聴広報課長」という。)は、掲載希望者から提出さ

れた広告見本について第2条の広告掲載の条件に基づきその内容を審査する。

- 2 前項の審査の結果、第2条の広告掲載の条件に該当しない場合、広聴広報課長は、掲載希望者に対して内容の修正を要請することができる。
- 3 前項の規定による要請に掲載希望者が応じない場合は、広告掲載の申込みを取り下げたものとみなす。

(掲載希望者の順位)

第9条 広聴広報課長は、広告掲載枠を超える広告掲載の申込みがある場合、掲載号ごとにつぎに掲げる優先順位に基づき掲載希望者の順位を決定する。

- (1) 第1順位 区内に事業所等を有する公益法人および区内に事業所等を有する民間事業者等のうち公共性の高い業種のもの（電気、ガス、交通等）
- (2) 第2順位 区内に事業所等を有する民間事業者その他の団体
- (3) 第3順位 前2号に掲げる順位以外の公益法人および民間事業者その他の団体

2 前項の規定にかかわらず、第1順位または第2順位に該当する同一順位の掲載希望者から複数の掲載号に申込みがある場合は、第7条第2項の規定により指定した掲載号以外の掲載号の優先順位は第2順位の掲載希望者の後とし、第3順位の掲載希望者に優先する。

3 同一順位の複数の掲載希望者から申込みがある場合は、抽選により掲載希望者の順位を決定する。

(広告掲載者の決定)

第10条 広聴広報課長は、第8条の規定による審査の結果に基づき、前条の規定により決定した順位の高い掲載希望者から順に広告の掲載者を決定する。

(掲載希望者への通知)

第11条 広聴広報課長は、前条の規定により広告の掲載を決定した掲載希望者（以下「広告掲載者」という。）に対して広告掲載決定通知書（第2号様式）により通知する。

2 広聴広報課長は、前条の規定により掲載しないことを決定した掲載希望者に対して広告非掲載決定通知書（第3号様式）により通知する。

(広告掲載料の納付)

第12条 前条第1項の規定により、広告掲載の決定を受けた広告掲載者は、別に定める期日までに広告掲載料を一括で納付しなければならない。

(広告掲載料の還付)

第13条 納付された広告掲載料は原則として還付しない。ただし、広告掲載者の責に帰すことができない理由により広告を掲載できない場合は、この限りでない。

(広告原稿の提出)

第14条 広告掲載者は、別に定める期日までに広告見本に基づき作成した版下原稿を提出しなければならない。

2 版下原稿は、別に指定する形式で作成しなければならない。

3 版下原稿作成費用は、広告掲載者の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第15条 広聴広報課長は、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載者の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告掲載料が納付されない場合
- (2) 版下原稿が提出されない場合
- (3) その他、広聴広報課長が特に掲載を取り消す必要があると認めた場合

(広告掲載者の責任)

第16条 広告掲載者は、掲載した広告に関する一切の責任を負う。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、広聴広報課長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行し、同年5月21日以降に発行する区報から適用する。

付 則 (平成26年1月27日25練区広第2886号)

- 1 この要綱は、平成26年2月1日から施行する。
- 2 第3条の規定は、平成26年5月1日以降に発行する区報について適用し、同日前に発行する区報については、なお従前の例による。

付 則 (平成26年5月22日26練区広第482号)

- 1 この要綱は、平成26年6月1日から施行する。
- 2 改正後の練馬区「ねりま区報」広告掲載取扱要綱第1条、第2条、第8条および第9条の規定は、平成26年9月1日以降に発行する区報について適用し、同日前に発行する区報については、なお従前の例による。

付 則 (平成26年8月27日26練区広第1435号)

- 1 この要綱は、平成26年9月1日から施行する。
- 2 改正後の練馬区「ねりま区報」広告掲載取扱要綱第1号様式は、平成26年12月1日以降に発行する区報について適用し、同日前に発行する区報については、なお従前の例による。

付 則 (令和2年2月12日1練区広第1888号)

- 1 この要綱は、令和2年3月1日から施行する。
- 2 改正後の練馬区「ねりま区報」広告掲載取扱要綱別表および第1号様式は、令和2年6月1日以降に発行する区報について適用し、同日前に発行する区報については、なお従前の例による。

付 則 (令和3年7月29日3練区広第1220号)

- 1 この要綱は、令和3年9月1日から施行する。
- 2 改正後の第7条の規定は、令和3年12月1日以降に発行する区報について適用し、同日前に発行する区報については、なお従前の例による。

別表 (第4条関係)

種別	規格 (縦×横)	掲載位置	掲載料
1号広告	60mm×120mm 4色カラー	中面記事下広告欄	80,000円
2号広告	60mm×243mm 4色カラー	中面記事下広告欄	160,000円
3号広告	10mm×235mm 2色	中面欄外	10,000円